

關係通知等

鳥取県西部地震にかかる関係通知等

鳥取県西部地震に関して、被害状況の把握やアンケート、対策等を通知した文書の一覧である。
(詳細は別添通知文書の写しのとおり)

日付	文書名	通知先	担当課	ページ
H12.10.6	災害見舞金の請求について	任意継続組合員各位	福 利 課	9 2
10. 7	平成12年鳥取県西部地震による公立学校の被害状況報告について	各市町村(学校組合)教育委員会事務局公立学校災害復旧事務担当課長	総 務 課	9 4
10. 8	平成12年鳥取県西部地震による公立学校の安全パトロール(応急危険度判定)の応援について	各市町村(学校組合)教育委員会事務局公立学校災害復旧担当課長	総 務 課	9 5
10. 8	鳥取県西部地震に係る文化財の被害について	各市町村教育委員会文化財担当課	文 化 課	9 6
10. 9	災害後における学校給食の実施状況調査について	各市町村(学校組合)教育委員会教育長、各県立盲・聾・養護学校長	体育保健課	9 8
10. 9	鳥取県西部地震に対するボランティア活動について	各県立高等学校長	高等学校課	1 0 0
10.10	鳥取県西部地震の被災生徒に対する支援制度について	各県立高等学校長	高等学校課	1 0 1
10.12,13	災害見舞金等の請求について	任意継続組合員各位	福 利 課	1 0 5
10.13	鳥取県西部地震による被災生徒に対する授業料減免の取扱について	各県立高等学校長	高等学校課	1 0 9
10.13	震災後における古文書等の保全について	各市町村教育委員会教育長	文 化 課	1 1 0
10.16	児童生徒の「心のケア」に関する研修会の開催について	米子市・西伯郡・日野郡内各小・中・高・養護学校長	西部教育事務所指導係	1 1 1
10.16	鳥取県西部地震の被災による鳥取県進学奨励資金の返還猶予申請について	各該当者	同和教育課	1 1 5
10.16	鳥取県西部地震の被災による鳥取県進学奨励資金の取扱について	西部地区各市町村教育委員会事務局同和教育主管課長	同和教育課	1 1 6
10.24	県立高等学校授業料減免実施要項の改正について	各県立高等学校長	高等学校課	1 1 8
10.31	鳥取県西部地震における社会教育・社会体育施設及び文化施設の災害状況調査について	各市町村教育委員会災害担当課長	生涯学習課 体育保健課 文 化 課	1 1 9
11. 6	震災復興事業と埋蔵文化財の取扱について	各市町村教育委員会教育長	文 化 課	1 2 2
11.24	鳥取県西部地震にともなうアンケート調査の実施について	西部地区各市町村(学校組合)教育委員会教育長	西部教育事務所指導係	1 2 3
H13.1.12	鳥取県西部地震被災者に対する県立高等学校の入学選抜手数料及び入学料の減免について	各県立高等学校長、西部地区各市町村(学校組合)教育委員会教育長	高等学校課	1 3 0

公立鳥取号外
鳥教互号外
平成12年10月6日

任意継続組合員各位

公立学校共済組合鳥取支部長
(財)鳥取県教育関係職員互助会理事長
(公 印 省 略)

災害見舞金の請求について (通知)

10月6日午後県西部を震源に発生した地震により、あなたの住居及び家財
(被扶養者の住居及び家財を含む)が損害を受け、災害見舞金を請求しようと
するときは、まずその旨を福利課へ電話連絡してくださるようお願いいたします。

また、写真等によりその損害の状況がよく分かる記録を確保しておいてくだ
さるようお願いいたします。

担当 給付係
Tel 0857-26-7531
Fax 0857-29-3978

公立鳥取号外
鳥教互号外
平成12年10月6日

各所属所長 様

公立学校共済組合鳥取支部長
(財)鳥取県教育関係職員互助会理事長
(公 印 省 略)

災害見舞金の請求について (通知)

本日午後県西部を震源に発生した地震により、貴所属の組合員の住居及び家財（被扶養者の住居及び家財を含む）に損害を受け、災害見舞金を請求しようとする所属教職員については、まずその旨電話連絡の上、写真等によりその損害の状況がよく分かる記録を確保するよう御指導くださるようお願いいたします。

担当	給付係	圓山
Tel	0857-26-7531	
Fax	0857-29-3978	

事 務 連 絡
平成12年10月7日

各市町村（学校組合）教育委員会事務局
公立学校災害復旧事務担当課長 様

鳥取県教育委員会事務局総務課

平成12年鳥取県西部地震による公立学校の被害状況報告について（依頼）

災害の発生に当たっては、災害復旧事務の適切な実施に努めるため、学校、市町村、県及び文部省との連絡を密にするとともに、被災程度、被災金額及び被災概要等の把握に努め、被害の増大防止のうえから早期に復旧することが重要です。

ついては、一刻も早く被害状況を把握するため、下記のとおりファクシミリにより報告してください。

記

1 災害の速報

- (1) 提出書類 被害金額報告書（速報）（別紙様式1）
- (2) 提出期限 平成12年10月10日（火）

2 災害報告書の提出（災害発生後一週間以内）

- (1) 提出書類 災害報告書（様式1）
- (2) 提出期限 平成12年10月12日（木）
- (3) 事前確認 提出に当たっては、事前に内容を確認しますので、ファクシミリにより送付してください。

3 その他

国庫負担（補助）事業として申請予定の学校の災害復旧事業は、原則として国の現地調査まで被災状況を視認できる状態にとどめておく必要があります。

しかし、緊急に復旧を要する場合は、文部省の承諾を受ければ、事前着工が可能であるので、必要な場合は事前着工届（別紙様式2）を提出してください。

報告先	県教育委員会事務局総務課 施設助成係
担 当	太田
電 話	0857-26-7507, 7933
ファクシミリ	0857-27-3279

事 務 連 絡
平成12年10月8日

各市町村（学校組合）教育委員会事務局
公立学校災害復旧担当課長様

鳥取県教育委員会事務局総務課

平成12年鳥取県西部地震による公立学校の安全パトロール（応急危険度判定）の応援について（通知）

昨日、建築士ボランティアによる安全パトロールについて連絡したところですが、10日からの学校再開に向けて、県教育委員会の建築技師（応急危険度判定士）による安全パトロールの応援をしたいと考えております。

ついては、安全パトロールが必要な場合は下記連絡先へ連絡してください。

なお、建築士ボランティアによる安全パトロールとの重複のないようにお願いします。

記

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | パトロール実施日 | 10月8日（日）～9日（月） |
| 2 | 申込み時期 | 10月8日（日）13時（本日の午後の日程調整のため）
<u>その後も随時申込みを受け付けます。</u> |
| 3 | 結果報告 | 応急危険度判定（県教委以外の判定も含む。）を受けた場合は、その内容を御連絡してください。 |

連絡先	県教育委員会事務局総務課 施設助成係
担当	太田
電話	0857-26-7507, 7933
ファクシミリ	0857-27-3279

事 務 連 絡

平成12年10月8日

各市町村教育委員会
文化財担当課 様

文化課文化財係

鳥取県西部地震に係る文化財の被害について ~~（~~（~~（~~~~~~

このことについて、今後、「激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律」の適用を受けた場合、国・県・市町村指定文化財の修理についてもその適用を受けることが考えられます。

については、その場合、報告漏れがないよう貴教育委員会で悉皆調査等を実施して、その準備をお願いします。報告漏れがあった場合、この制度の適用を受けなくなる場合がありますので、十分な調査をお願いします。

また、未指定文化財はこの摘要から除外される可能性がありますが、他のメニューで修理について助成を受けることが可能な場合もありますので、修理が必要と考えられる物件については報告できるよう準備をお願いします。

なお、上記「激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律」の適用が受けられない場合は、個別法（国指定文化財にあっては文化財保護法、県指定文化財にあっては鳥取県文化財保護条例）によって、修理にあたることになると考えられます。

この場合であっても、報告漏れは次年度以降の対応となる場合がありますので、十分な調査をお願いします。

おって、上記の内容は決定事項ではありませんので、取扱に注意してください。

鳥取県西部地震による文化財の被害状況

(市・町・村)

名 称	所 在 (所有者)	被 害 状 況	概算被害額(千円)
国指定			
県指定			
市町村指定			
その他			

※ 国・県・市町村の指定文化財一覧表に被害状況等（被害がなければ「被害なし」と記入）を記入する。

事務連絡
平成12年10月9日

各市町村（学校組合）教育委員会教育長
各県立盲・聾・養護学校長 } 様

鳥取県教育委員会事務局
体育保健課長

災害後における学校給食の実施状況調査について（依頼）

大きな災害となりました鳥取県西部地震後の対応について、懸命に取り組んでおられることと存じます。

学校給食につきましても、正常な学校教育活動の実施の上で欠かせないものであり、実施に向けた準備をされていることと存じます。

つきましては、大変お取り込みの中恐れ入りますが、今後の学校給食の実施について、別紙により回答をお願いします。

記

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 1 回答期限 | 平成12年10月10日（火）午前10時 |
| 2 回答様式 | 別紙様式による |
| 3 回答方法 | ファクシミリにより送付する。 |
| 4 回答先 | 鳥取県教育委員会事務局
ファクシミリ 0857-21-7525 |

(別紙様式)

学校給食の実施について

回答者名 _____

該当項目に○印をお願いします。

1 いつから平常通り学校給食を実施しますか

- ア 10月10日(火)
- イ 11日(水)
- ウ 12日(木)
- エ 13日(金)
- オ 来週 16日(月)
- カ 来週 17日(火)以降
- キ 未定

2 10月10日から平常通り実施できない主な理由は何ですか(複数回答可)

- ア 給食調理施設・設備が被災したため
- イ 水の確保が困難
- ウ 食材の確保が困難
- エ 搬送ができないため
- オ 受配校の受け入れ施設・設備が被災したため
- カ その他()

学校ごとに対応が違う場合は、記入をお願いします。

学校名	実施予定日	実施できない理由

事 務 連 絡

平成12年10月9日

各県立高等学校長 様

鳥取県教育委員会事務局

高 等 学 校 課 長

鳥取県西部地震に対するボランティア活動について

このことについて、学校の教職員及び生徒が災害復旧に向けてボランティア活動を希望した場合には、学校長として別添資料を参考の上、適切に対応してください。

なお、教職員のボランティア活動については平成8年12月26日付小中第476号で通知したボランティア休暇制度の活用ができます。

おって、現時点では日野町より、できるだけボランティアを派遣してほしい旨の要請がありましたので、申し添えます。

高 号 外
平成12年10月10日

各県立高等学校長 様

鳥取県教育委員会事務局高等学校課長
(公 印 省 略)

鳥取県西部地震の被災生徒に対する支援制度について

このことについて、支援制度の概要は下記のとおりですので、該当する生徒に周知して
いただくとともに、適切な事務処理についてよろしく申し上げます。

また、被災した生徒で教科書等を喪失するなど、学習に必要な物品が入手できなくて困
っている生徒がありましたら、上級生の教科書を手配するなど、学校の方でできる限りの
御配慮をお願いします。

なお、学校だけで対応困難と思われるような場合には速やかに高等学校課へ御連絡くだ
さい。

記

- 1 災害時における県立高等学校授業料の減免
- 2 災害時における高等学校定時制及び通信制課程
における教科書学習書の給与対象者
- 3 日本育英会奨学金の緊急採用

内容は別添資料
のとおり

災害時における県立高等学校授業料の減免について

高等学校課

- 1 減免要件 火災風水害等の非常災害により資産が著しく損なわれ授業料の支弁が困難であると認められるとき。
- 2 減免の種類 全焼(全壊)又は半焼(半壊)程度の場合は全額免除
上記以外の場合は半額免除
- 3 減免の期間 減免を決定した月からその学年度末まで
- 4 出願資格等
 - ・ 所得が所定の基準以内であること。
 - ・ 日本育英会、その他の奨学金の貸与又は給付を受けていない者であること。
- 5 提出書類等
 - ・ 授業料減免願書
 - ・ 世帯調査書
 - ・ 罹災証明書、その他申請事由を証明する書類
- 6 願書等の提出先 在学する各高等学校

災害時における高等学校定時制及び通信制課程における
教科書学習書の給与対象者について

高等学校課

- 1 対象者 り災により経済的に修学が困難な者
(1年以内にり災により住居に半壊・半焼以上の被害を受け、その際教科書等を紛失・焼失したもの。)
この場合、2年生以上でも職の有無は問わない。
- 2 対象期間 り災した当該年度とする。
- 3 提出書類等
 (定時制) ・高等学校定時制課程教科書給与申請書
 ・市町村役場の発行するり災証明書
 (通信制) ・高等学校通信制課程教科書学習書給与申請書
 ・市町村役場の発行するり災証明書
- 4 提出先 在学する各高等学校

災害時における日本育英会奨学金の緊急採用について

日本育英会鳥取県支部

- 1 採用要件 家計を支えている人が、火災・風水害等により家計が急変したため、緊急に奨学金が必要と認められるとき。
- 2 採用の種類 高等学校緊急採用第一種奨学金（無利子奨学金）
- 3 貸与の期間 家計急変の事由が生じた月から家計安定のときまで
（修業年限の終期まで）
- 4 出願資格等 通常採用の第一種奨学金に準ずる。
（学力基準・家計基準ともに通常採用より緩和）
- 5 提出書類等
 - ・奨学金申込書
 - ・確認書・振込口座届
 - ・所得の証明書
- 6 申込書の提出先 在学する各高等学校

公立鳥取第207号
鳥教互第54号
平成12年10月12日

各所属所長様

公立学校共済組合鳥取支部長
(財)鳥取県教育関係職員互助会理事長
(公印省略)

災害見舞金等の請求について(通知)

鳥取県西部地震により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

さて、災害見舞金等の請求については平成12年10月6日付けで通知(ファクシミリ)したところですが、この請求手続きについては、下記により行うよう、再度組合員(会員)への周知及び指導方よろしくお願いします。

記

1 共済組合給付の災害見舞金、災害見舞金附加金の請求について

(1) 災害見舞金、災害見舞金附加金請求書

(福利厚生事務のてびき 様式集(以下、様式集)P49)

様式中の災害見舞金欄の「災を証明する「市区町村長・消防署長又は警察署長の証明」は、市町村長が発行する証明書で可。

(写しの場合は所属長の原本証明必要)

(2) 損害額申告書(様式集P51~P52)

添付書類

ア 固定資産税納税通知書(年1回市町村から送付されてきている)又は固定資産税評価証明書(市町村で発行される)

(写しの場合は所属所長の原本証明必要)

ただし、被災した家屋等が借家のときは、その家屋全体を立て替えるとした場合に要する費用の業者見積書、また、被災した家屋等が借間のときは、その借間の部分全体を修復するとした場合に要する費用の業者見積書でも可。

イ 損害部分修繕に要する費用の業者見積書

ウ 写真(家屋全体のもの及び損害の状況がよく分かるもの)

エ 家屋全体の平面図(損害部分を記入すること、組合員作成の物で可)

2 互助会給付の災害見舞金の請求について

(1) 災害見舞金請求書 (様式集 P 81)

添付書類

- ア 損害額申告書 (共済組合提出分の写し)
- イ 写真 (家屋全体のもの 及び 損害の状況がよく分かるもの)
- ウ 家屋全体の平面図 (損害部分を記入すること、会員作成の物で可)
- エ ただし、住居のみが1/3に満たない損害を受けて修繕し、10万円以上支払ったときは、損害状況の分かる写真と修繕料の領収書

3 「住居」とは、

- (1) 組合員(会員)が生活の本拠として日常生活を行っている建物で、所有権の有無は問わない。
- (2) 自宅、公務員宿舎、公営住宅、借家、借間の別を問わない。
- (3) 台所、浴室、洗面所など家屋を構成する部分を含む。
- (4) 物置、門、塀、別棟の車庫などは含まない。
- (5) 建築中の建物は対象にならない。

4 「家財」とは、

- (1) 住居以外の社会生活上必要な一切の財産で、組合員(会員)及び被扶養者の所有物。
- (2) 山林、田畑、宅地、貸家等の不動産、現金、預貯金、有価証券、貴金属、骨董品、墓石などは含まない。
- (3) 家財として認められるものの例
冷蔵庫 炊飯器 鍋類 食器棚 保温ポット テーブル 照明類 洗濯機
机 椅子 たんす 扇風機 エアコン ストープ 応接セット パソコン
ピアノ 掃除機 テレビ ビデオデッキ 本棚 下駄箱 時計 衣服類 靴
寝具 ベット 絨毯 自家用車(組合員、被扶養者が日常使用しているもの)

5 その他

- (1) 別居の被扶養者の住居及び家財に損害を受けた場合は、組合員(会員)の住居及び家財の一部として取扱うこととなっているため、組合員(会員)と被扶養者の両方の住居、家財を合算の上被害額の割合を求めることとなります。
- (2) 同一世帯に組合員(会員)が二人以上ある場合は、各組合員(会員)に対してそれぞれを支給します。
- (3) 参考に、損害基準表と請求書の記入例を添付しています。
- (4) 見舞金の額は、損害の程度に応じて変わります。基準に該当しなかった場合は、別途通知します。
- (5) 不明な点があれば、遠慮なく担当係へ問合せてください。

担当 給付係

Tel 0857-26-7531, 7532

公立鳥取第211号
平成12年10月13日

任意継続組合員各位

公立学校共済組合鳥取支部長
(公印省略)

災害見舞金等の請求について (通知)

鳥取県西部地震により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。
さて、災害見舞金等の請求については平成12年10月6日付けで通知したところ
ですが、この請求手続きについては、下記により行ってくださるようお願いします。

記

1 共済組合給付の災害見舞金、災害見舞金附加金の請求について

(1) 災害見舞金、災害見舞金附加金請求書

様式中の災害見舞金欄の「災害を証明する「市区町村長・消防署長又は警察署長の証明」は、市町村長が発行する証明書で可。(写し可)

(2) 損害額申告書

添付書類

ア 固定資産税納税通知書(年1回市町村から送付されてきている)又は固定資産税評価証明書(市町村で発行される)(写し可)

ただし、被災した家屋等が借家のときは、その家屋全体を立て替えるとした場合に要する費用の業者見積書、また、被災した家屋等が借間のときは、その借間の部分全体を修復するとした場合に要する費用の業者見積書でも可。

イ 損害部分修繕に要する費用の業者見積書

ウ 写真(家屋全体のもの及び損害の状況がよく分かるもの)

エ 家屋全体の平面図(損害部分を記入すること、組合員作成の物で可)

2 「住居」とは、

- (1) 組合員が生活の本拠として日常生活を行っている建物で、所有権の有無は問わない。
- (2) 自宅、公務員宿舎、公営住宅、借家、借間の別を問わない。
- (3) 台所、浴室、洗面所など家屋を構成する部分を含む。
- (4) 物置、門、塀、別棟の車庫などは含まない。
- (5) 建築中の建物は対象にならない。

3 「家財」とは、

- (1) 住居以外の社会生活上必要な一切の財産で、組合員及び被扶養者の所有物。
- (2) 山林、田畑、宅地、貸家等の不動産、現金、預貯金、有価証券、貴金属、骨董品、墓石などは含まない。

(3) 家財として認められるものの例

冷蔵庫 炊飯器 鍋類 食器棚 保温ポット テーブル 照明類 洗濯機
机 椅子 たんす 扇風機 エアコン ストープ 応接セット パソコン
ピアノ 掃除機 テレビ ビデオデッキ 本棚 下駄箱 時計 衣服類 靴
寝具 ベット 絨毯 自家用車(組合員、被扶養者が日常使用しているもの)

4 その他

- (1) 別居の被扶養者の住居及び家財に損害を受けた場合は、組合員の住居及び家財の一部として取扱うこととなっているため、組合員と被扶養者の両方の住居、家財を合算の上被害額の割合を求めることとなります。
- (2) 同一世帯に組合員が二人以上ある場合は、各組合員に対してそれぞれを支給します。
- (3) 参考に、請求書と損害基準表の記入例を添付しています。
- (4) 見舞金の額は、損害の程度に応じて変わります。基準に該当しなかった場合は、別途通知します。
- (5) 不明な点があれば、遠慮なく担当係へ問合せてください。

担当 給付係 Tel 0857-26-7531、7532

各県立高等学校長 様

鳥取県教育委員会教育長

鳥取県西部地震による被災生徒に対する授業料減免の取扱について（通知）

このことについて、下記のとおりとしますので適切な事務処理をお願いします。また、該当生徒に対する指導についてもよろしくをお願いします。

記

- 1 減免要件 火災風水害等の非常災害により資産が著しく損なわれた場合
- 2 減免種別 (1)全壊又は半壊程度の場合は全額免除
(2)上記以下の場合は半額免除
※ただし、いずれの場合も所得が別に定める基準額の2倍以内に限る
- 3 対象となる資産 (1)持家（住宅、店舗等を含む） ※ただし、借家は対象外とする
(2)田畑、果樹園等 ※この場合は、半額免除とする
- 4 提出書類 (1)授業料減免願書
(2)世帯調査書又は市町村所定の所得課税証明書
(3)罹災証明書又はその写し
(※該当市町村へは別紙様式により証明するよう県から周知)
(4)その他申請事由を証明する書類
- 5 減免期間 決定の日にかかわらず特例として10月から学年度末までとする
(※証明書類の提出が遅れるなどして決定が遅れた場合なども)
- 6 その他 (1)罹災証明書は市町村が発行するもの以外のものでもよい
(2)田畑、果樹園等への被害を受けた者は「所得状況の変化」として扱い、所得の再認定を行うことも可
(3)上記に掲げるものの他、「県立高等学校授業料減免実施要項」に定めるとおりとする

文 第 4 3 0 号
平成12年10月13日

各市町村教育委員会教育長 様

鳥取県教育委員会事務局文化課長

震災後における古文書等の保全について（依頼）

この度の鳥取県西部地震で被害を受けた各市町村のみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

ところで、阪神・淡路大震災の際には、貴重な古文書等が被災し、また片づけの際に散逸・消滅した事例があったように聞いております。

つきましては、各市町村において、古文書等歴史資料の保全について御留意いただくとともに、下記のような情報を得られました場合には、当方の職員に調査させていただきたいと思っておりますので、県教育委員会事務局文化課に御連絡いただくようよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 被害を受けた建物等の内部に古文書等が放置されてしまう恐れがある場合
- 2 被害を受けた建物等の後始末の際、古文書が紛失してしまう恐れがある場合

平成12年10月16日

日野郡内
各小・中学校長 様

鳥取県教育委員会
西部教育事務所 指導係

児童生徒の「心のケア」に関する研修会の開催について（ご案内）

去る10月6日に起こった鳥取県西部地震は、日野郡内の多くの小中学校に施設の損壊はもとより、当時の地震の激しさに計り知れぬ不安や恐怖を児童生徒に与えました。

今なお、こうした不安や恐怖を抱える児童生徒は、日野郡内の小中学校に多くみられるものと思われます。このことに対応するため、県教育委員会としましては、鳥取県臨床心理士会の協力を得て、日野中学校に臨床心理士等を派遣して児童生徒の心の健康相談に対応できるようにしているところでございます。

つきましては、こうした各学校の児童生徒に対する心のケアについて、下記の日程で研修会を開催いたしますので、参加いただきますようご案内申し上げます。

記

- 1 期 日 平成12年10月17日(火) 午後4時～5時
- 2 会 場 日野中学校 図書室
- 3 参加対象 日野郡内の参加希望のある小中学校の校長または、養護教諭、教育相談担当、今後心のケアを担当する先生の中から1名
- 3 内 容
 - (1) 各学校の子ども達の状況について
 - (2) 今後の児童生徒に対する心のケアについて講師 鳥取大学医学部 臨床心理士
落合 潮 先生

事 務 連 絡

平成12年10月17日

西伯郡内各小・中・高等学校長 様

鳥取県教育委員会事務局
西部教育事務所 指導係

児童生徒の「心のケア」に関する研修会の開催について

去る10月6日に起こった鳥取県西部地震は、鳥取県内の多くの小・中・高等学校に施設の被害はもとより、児童生徒に計り知れない不安や恐怖を与えました。

今なお、こうした不安や恐怖を抱える児童生徒は、鳥取県西部地区を中心とした小・中・高等学校に多く見られるものと思われまます。

このことに対応するため、鳥取県福祉保健部では心理判定員等の職員を西伯小学校に派遣して「子どもの心の相談窓口」開設し、子どもたちを中心とした心の相談に対応できるようにしております。

ついては、こうした各学校の児童生徒に対する心のケアについて、下記のとおり研修会を開催しますので、参加くださるようご案内します。

記

- 1 日 時 平成12年10月19日（木）15：30～16：30
- 2 会 場 西伯町立西伯小学校
- 3 参加対象 西伯郡内の参加希望のある小・中・高等学校の校長、または、養護教諭、教育相談担当等、今後心のケアを担当する教員の中から1～2名
- 4 内 容
 - (1) 各学校の子どもたちの状況について
 - ・ 情報交換（口頭）
 - (2) 今後の児童生徒に対する心のケアについて
講師 鳥取県福祉相談センター
所長 松本 文樹 先生

事 務 連 絡
平成12年10月18日

米子市内各小・中・養護・高等学校長 様

鳥取県教育委員会事務局
西部教育事務所 指導係

児童生徒の「心のケア」に関する研修会の開催について

去る10月6日に起こった鳥取県西部地震は、鳥取県内の多くの小・中・養護・高等学校に施設の被害はもとより、児童生徒に計り知れない不安や恐怖を与えました。

今なお、こうした不安や恐怖を抱える児童生徒は、鳥取県西部地区を中心とした小・中・養護・高等学校に多く見られるものと思われまます。

このことに対応するため、鳥取県教育委員会では鳥取県臨床心理士会の協力を得て、米子市の小学校に臨床心理士を派遣し、子どもたちを中心とした心の相談に対応できるようにしております。

ついては、こうした各学校の児童生徒に対する心のケアについて、下記のとおり研修会を開催しますので、参加くださるようご案内します。

記

- 1 日 時 平成12年10月23日（月）15：30～16：30
- 2 会 場 明道公民館
米子市東町124番地 TEL 0859-34-3074
（自家用車でおいでの際は、米子市役所の駐車場をご利用ください）
- 3 参加対象 米子市内の参加希望のある小・中・養護・高等学校の校長、または、
養護教諭、教育相談担当等、今後心のケアを担当する教員の中から1名
- 4 内 容
 - (1) 各学校の子どもたちの状況について
・ 情報交換（口頭）
 - (2) 今後の児童生徒に対する心のケアについて
講師 鳥取大学医学部保健学科
臨床心理士 落合 潮 教授

児童生徒の「心のケア」に関する研修会

日 時 平成12年10月17日(火)
場 所 日野中学校 図書室

1 開 会

2 趣旨説明

○研修会の設定について

○今後の心のケア担当者の役割

○臨床心理士との連携

3 協 議

「各学校における心のケアを必要とする児童生徒の状況について」

4 指導助言

鳥取大学医学部 臨床心理士 落合 潮 教授

教 同 第 9 0 号
平成12年10月16日

(郵便番号)
(住 所)
(氏 名) 様
(決定番号)

鳥取県教育委員会教育長
(公印省略)

鳥取県西部地震の被災による鳥取県進学奨励資金の返還猶予申請について (通知)

このたびの鳥取県西部地震により被害を受けられた方には、心よりお見舞い申し上げます。また、心の健康面も含めた一日も早い日常生活への復帰をお祈りするとともに、県教育委員会としまして、復興のための支援をできる限り行っていくこととしております。

さて、鳥取県進学奨励資金制度には、返還債務の猶予制度があります。このたびの地震により被害を受け、奨学金の返還が著しく困難となった場合には、相当の期間（最長で2年間）、返還債務の猶予（返還金支払の延期）をすることとしております。

つきましては、返還債務の猶予が必要な方は、下記により返還債務の猶予申請を提出してください。なお、詳しくは下記の提出先に御連絡ください。

記

- 1 提出書類 鳥取県進学奨励資金返還債務猶予申請書 1部
(同封の申請書様式。理由欄には被害により返還が困難となった状況を正確に記入ください。)
- 2 添付書類 市町村が発行する「り災証明書」 1部 (写しで可能)
- 3 提出先 鳥取県教育委員会進学奨励資金担当
〒680-8570鳥取市東町1丁目271
電話0857-26-7534

平成12年10月16日

西部地区各市町村教育委員会事務局同和教育主管課長 様

鳥取県教育委員会事務局同和教育課長

鳥取県西部地震の被災による鳥取県進学奨励資金の取扱について（通知）

このたびの鳥取県西部地震により被害を受けられた方には、心よりお見舞い申し上げます。

また、復興に向けて業務に当たられている職員皆様の御健康をお祈りいたします。

標記のことについて、鳥取県進学奨励資金には、災害等により年度中途の申請を受理できるとともに、災害等により奨学金の返還が著しく困難と認められる場合は、返還債務の猶予ができることとなっております。

このため、返還猶予申請のお知らせを別添のとおり貴管内の返還者へ通知したところであり、また、鳥取県進学奨励資金の貸与申請について下記のとおり取り扱います。

つきましては、申請及び問い合わせがあった場合には、申請書の受理及び相談受付についてよろしく申し上げます。

記

1 鳥取県進学奨励資金に係る年度中途における貸与申請の受理について

別紙1「平成12年度鳥取県西部地震に係る鳥取県進学奨励資金の貸与申請の受理について」のとおり。

2 鳥取県進学奨励資金に係る返還債務猶予申請について

別添の様式第5号による返還債務猶予申請書に必要事項を記入・押印の上（理由欄には被害により返還が困難となった状況を正確に記入されていると。）、市町村が発行する被災証明書又はその事実を証明する市町村長等の証明書を添付し、県教育委員会に提出する。

提出を受けた県教育委員会は、返還することが著しく困難と認められるときは、相当の期間（最長2年間とする。3年目以降は免除申請の対象とするため。）猶予の決定をし、申請者に対してその旨を通知する。

(別紙1)

平成12年度鳥取県西部地震に係る鳥取県進学奨励資金の貸与申請の受理について

(平成12年10月16日)

(鳥取県教育委員会事務局同和教育課同和奨学係)

(電話：0857-26-7534)

1 取扱方針等

鳥取県進学奨励資金貸与規則及び鳥取県進学奨励資金貸与事務取扱要綱に基づき、次のとおり扱うものとする。

- ①被災に基づく経済的理由により、年度中途における貸与申請の受理を行う。
- ②貸与要件である低所得世帯の認定は、被災に係る特別控除額を算定し控除の上、総所得金額が日本育英会の定める奨学生採用の際の収入基準額以下の世帯であることとする。

2 受付書類及び添付書類

- ①貸与申請書(様式第1号) 1部
- ②世帯調書(様式第2号) 1部
- ③市町村長が発行する所得証明書 1部
(世帯調書に市町村長が必要事項を記入してある場合を除く。)
- ④在学証明書 1部
(県内の高等学校に在学する者で、県教育委員会が発行する在学学校に対して在学確認を行うことに同意した場合は、不要とする。)
- ⑤市町村が発行するり災証明書 1部(写しで可能)
(り災証明書に代えてその事実を証明する市町村長等の証明書でも可)
- ⑥被災に係る特別控除額を証明する書類、証票等

3 提出先

上記2の書類各1部を、申請者が居住する市町村教育委員会が受理する。

4 特別控除額の認定、算定及び必要書類

上記2の⑥に係る控除額については次のとおりとする。

- ①被災により将来支出が増大したり、収入が減少したりして長期(2年以上、以下同じ)にわたり著しく困窮状態に置かれると認められる場合であること。
- ②控除額は原則として次のとおりとするが、保険・損害賠償等により補填された場合は控除から除くこと。
 - (ア)日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合は、最低限度の衣料・家具等の購入費、修理費等とする。
(必要な添付書類等の例示：購入した資材の領収書、修理に係る見積書、修理等に係る借入金の支払債務額を証するもの等。いずれも写しで可とする。)
 - (イ)生産手段(田・畑・店舗等)に被害を受けた場合は、長期にわたって収入減を予想される年間金額とする。
(必要な添付書類の例示：該当生産手段の被害事実の証明書等、確定申告書の該当部分等。いずれも写しで可とする。)

(注)単に被害額や復旧費をそのまま控除するのではないこと。

高 第 6 8 8 号
平成12年10月24日

各県立高等学校長 様

鳥取県教育委員会教育長

県立高等学校授業料減免実施要項の改正について（通知）

このことについて、別添のとおり改正しましたので適切な事務処理をお願いします。
なお、改正点は下記のとおりです。

記

- 1 平成12年10月の鳥取県西部地震により資産が著しく損なわれ、家計が極めて困窮している者については、奨学金の給付又は貸与を受けている場合でも授業料減免に出願できることとしたこと。
- 2 この要項は平成12年10月1日に遡って適用すること。

生 号 外
平成12年10月31日

各市町村教育委員会災害担当課長 様

鳥取県教育委員会事務局生涯学習課長
体育保健課長
文化課長
(公 印 省 略)

鳥取県西部地震における社会教育・社会体育施設及び文化施設
の災害状況調査について（依頼）

鳥取県西部地震で被災された市町村に対し、心からお見舞いを申し上げます。
さて、このたびの地震被害の状況については、地震発生以後随時その概要を当課に報告いただいておりますが、被害状況の実態調査がかなり進められているものと思われますので、このたびあらためて社会教育施設及び社会体育施設並びに文化施設の災害状況の実態を把握したいと考えております。

ついては、お忙しいところではありますが調査に御協力いただき、平成12年11月24日（金）までに別紙調査票を作成の上、一括して生涯学習課まで回答してください。

なお、国の災害復旧支援制度についての問い合わせには、その都度説明をしてきたところですが、現行制度を周知するためその概要を別紙にまとめておりますので、参考にしてください。

【社会教育・社会体育施設及び文化施設の災害状況調査票】

市町村名		施設区分	(例：文化施設)
------	--	------	----------

施設名	被災状況	被害額(千円)

(注) 被災状況については、可能な限り具体的に記載してください。

別 紙

国の災害復旧支援制度の概要 (社会教育施設、社会体育施設、文化施設の各施設について)

1 国庫補助制度

根拠法令： 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）

対象条件： 激甚災害の指定

補助率： 2/3

対象施設： 市町村が設置する次の施設で、1施設の被害金額が60万円以上となるもの

①公民館

②図書館

③体育館

④運動場

⑤水泳プール

⑥その他文部大臣が大蔵大臣と協議して定める施設
(博物館、青年の家、武道館等)

その他： 激甚災害の助成に係る実務必携（抜粋）を添付しておりますので、事務処理の参考としてください。

2 地方債制度

地方債の種類： 単独災害復旧事業債

対象事業： 1箇所の工事費が13万円以上の事業

充当率： 100%

交付税措置率： 元利償還金に対する交付税措置率は47.5%を基準とし、財政力補正により85.5%の措置率を最高とする。

その他： 地方債制度の詳細については、県の窓口となる「市町村振興課」に照会してください。

文 第 475 号
平成12年11月6日

各市町村教育委員会教育長 様

鳥取県教育委員会教育長

震災復興事業と埋蔵文化財の取り扱いについて（依頼）

この度の鳥取県西部地震で被害を受けた各市町村の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて先日、文化庁文化財保護部記念物課埋蔵文化財部門から、この度の地震による震災復興事業と埋蔵文化財の取り扱いについて、震災復興事業が予想される地域で埋蔵文化財包蔵地が確認されている箇所がないかを把握し、復興事業と調整するよう連絡が入りました。

つきましては、ご多忙中のこととは存じますが、震災復興事業に伴い発掘調査が予想される地域を遺跡地図等によって把握し、復興事業と調整されるようお願いいたします。

なお、貴教育委員会で発掘調査を行うことが困難な場合、その他不明な点は、県教育委員会と協議していただくようお願いいたします。

平成12年11月24日

西部地区各市町村(学校組合)教育委員会
教育長 様

西部教育事務所指導係

鳥取県西部地震にともなうアンケート調査の実施について(依頼)

このことについて、今後の各学校の震災に伴う復興に向けて参考資料にしたいと考えますので、管下の各小・中・養護学校にアンケート実施について協力をお願いいたします。

なお、各個票につきましては、回収の上、西部教育事務所指導係に送付をお願いいたします。

記

- 1 調査質問紙 各学校用質問紙 5枚
- 2 締切日 平成12年12月1日(金)

震災時、震災後の学校、児童・生徒の状況調査

学校名		小・中・養護学校
-----	--	----------

記入責任者	職名		氏名	
-------	----	--	----	--

1 鳥取県西部地震発生時の学校の状況について(○を一つ)

(1) 地震発生時、学校ではどんな時間でしたか。

ア 学習の時間	イ 掃除時間	ウ 休憩時間
エ 学校を離れての活動を行っていた ()		
オ 集会活動	カ その他()	

(2) 地震発生時において主に中心となって避難指示を行ったのはだれですか。(○を一つ)

ア 校長	イ 教頭	ウ 教諭または講師	エ 養護教諭または助教諭
オ その他()			

(3) 地震発生時に避難指示が速やかに出せる状況にありましたか。出せない状況にあった場合は、どのような状況であったかをお書きください。(○を一つ)

ア 避難指示がすぐに出せた。
イ なかなか出せない状況があった。
ウ その他

(4) 地震発生から全員の避難完了(児童生徒、職員全員の安否も含む)にどのくらいの時間がかかりましたか。(○を一つ)

ア 5分程度
イ 5分から10分程度
ウ 10分から15分程度
エ 15分から20分程度
オ その他()分位)

(5) 児童生徒はどういった方法で家庭に帰りましたか。(○を該当するものすべて)

- ア 保護者による引き渡し
- イ 教師引率による集団下校
- ウ 児童生徒だけの下校
- エ その他()

(6) 震災のあった日の欠席者の安否確認はどのように行いましたか。(○を一つ)

- ア 震災のあった直後
- イ 震災のあった日
- ウ 翌日以降
- エ その他()

2 防災時の避難訓練の効果について

(1) 震災時を想定した避難訓練は役に立ちましたか。選択した理由を具体的にお書きください。(○を一つ)

- ア はい
- イ いいえ
- ウ どちらともいえない

(2) 震災後に震災時を想定した避難訓練の見直しをしましたか。(○を一つ)

- ア 全面見直しと改善
- イ 部分的な見直しと改善
- ウ 見直しをする必要がなかった
- エ 見直しの必要があるが、具体的な改善をまだ図っていない。
- オ その他()

(3) 見直しをされた学校は、どのような点を改善されましたか。

2 学校の施設設備の損壊状況

(1) 震災時の貴校の学校規模について記入ください。

①全校児童生徒数	_____人	②全校学級数	_____学級
----------	--------	--------	---------

(2) 校舎の被害状況(○を一つ)

ア 校舎の大部分が使用不能
イ 校舎の一部が使用不能になり、児童生徒の学習への支障をきたしている。
ウ 軽微な被害はあったが、児童生徒の学習への影響はない
エ その他(_____)

(3) (2)の問いで「学習に支障をきたしている校舎の被害」はいつ頃までに修復が完了する予定ですか。(○を一つ)

ア すでに完了
イ (_____)月までに完了予定
ウ 修復の見込みが立っていない
エ その他(_____)

(4) 児童生徒の学習にどのような支障がありますか。具体的に書いてください。

--

(5) 地震から学校再開までに要した日数 _____ 日

3 地震における児童生徒及び家庭の被害状況について

(1) けがをした児童生徒数は何人ですか。 _____ 人

(2) 地震によって避難所生活を経験した児童生徒数は何人ですか。 _____ 人

(3) 児童生徒の家の損壊状況について記入してください。

全壊	_____	世帯	_____	人
半壊	_____	世帯	_____	人

- (4) 地震による被災児童について、給食費等の減免措置を行っている状況がありますか。(○を一つ)

ア 現在 行っている。 _____人 _____世帯
イ 今後 予定している。
ウ 今後 検討する。
エ 考えていない。

4 職員の家庭の被害状況について

- (1) 職員の家の損壊状況について記入してください。

全壊 _____人

半壊 _____人

- (2) 避難所生活を余儀なくされた方の数について記入ください。 _____人

5 学校に避難所を開設された学校について

- (1) 避難所を開設されたのはいつですか。(○を一つ)

ア 震災のあった当日
イ 震災のあった翌日
ウ その他(_____)

- (2) 避難所対応について学校の窓口はだれが主に中心となった対応されましたか。(○を一つ)

ア 校長 イ 教頭 ウ その他(_____)

- (3) 避難所対応のために学校として留意したことについて、記入ください。

- (4) 避難所を開設されたのは何日間ですか。 _____日間

6 児童生徒及び、職員の心のケアについて

(1) 現在の児童生徒で心のケアを必要とする人数は何人ですか。 ___人

(2) 心のケアを必要とする児童生徒についての対応はどのように行っていますか。
(該当するものすべてに○)

ア 担任で対応できる	___人
イ 養護教諭で対応できる	___人
ウ 専門機関を必要とする	___人
エ 巡回の臨床心理士で対応できる	___人
オ その他	___人

(3) 職員で心のケアを必要とする人数は何人ですか。 ___人

7 臨床心理士等の心の健康相談の活用状況について

(1) 臨床心理士等による心の健康相談利用件数を書いてください。(該当するものに○)

ア 児童生徒本人だけによる相談	___件
イ 児童生徒と職員と一緒に相談	___件
ウ 職員が児童生徒について相談	___件
エ 職員自身についての相談	___件
オ その他	___件

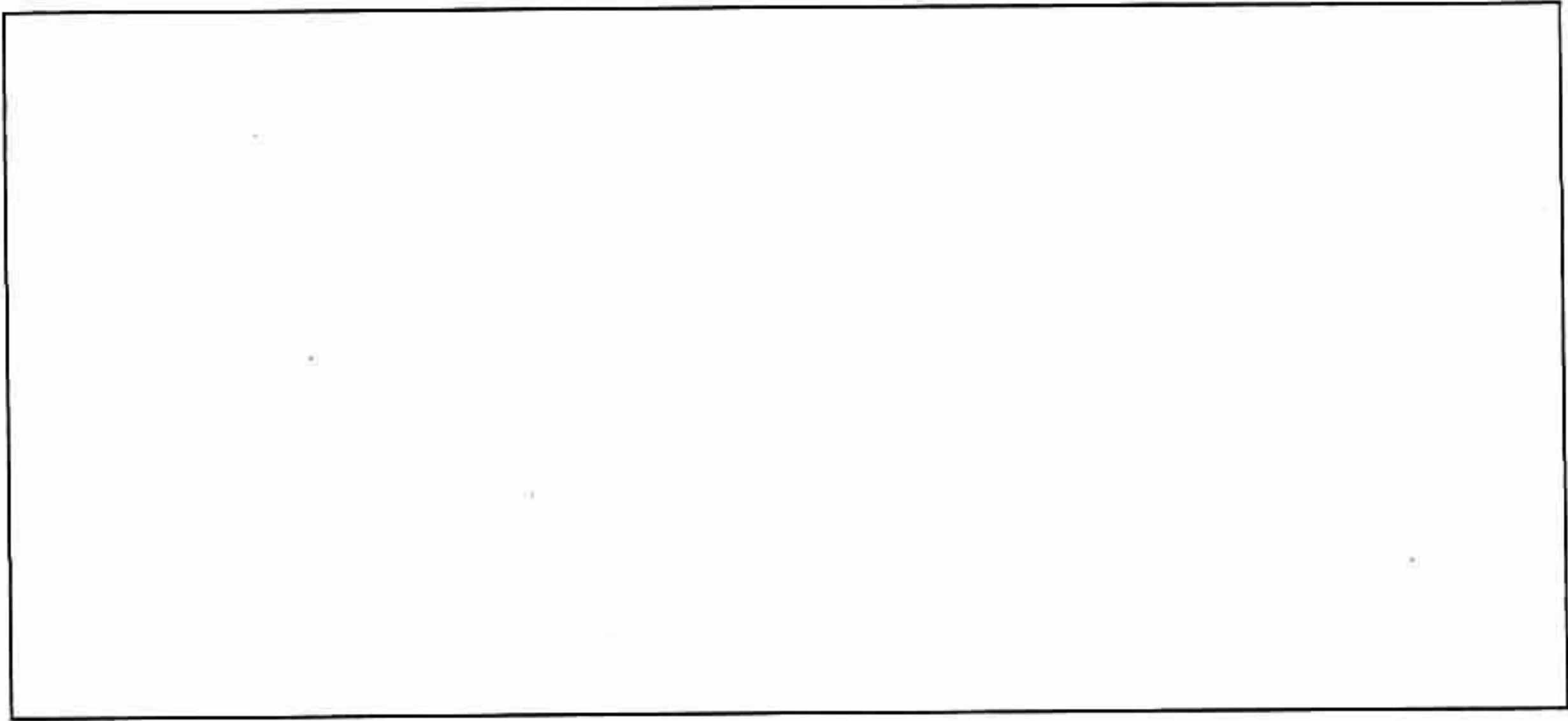
(2) 臨床心理士等による心の健康相談は役に立ちましたか。(○を一つ)

ア 大変役に立った
イ 役に立っている
ウ あまり役に立っているとは感じない
エ 役に立っていない
オ その他

(3) 臨床心理士等による心の健康相談について今後も必要性を感じますか。
(○を一つ)

ア 必要であると感じている
イ 必要性をあまり感じない
ウ 必要としない

- 8 最後に、あなたが、この震災で特にお感じになったこと、今後の学校運営について特記すべきことがございましたら、下欄にお書きください。



ご協力ありがとうございました。

高 第 8 4 4 号
平成13年1月12日

各県立高等学校長 様

鳥取県教育委員会事務局高等学校課長

鳥取県西部地震被災者に対する県立高等学校の入学選抜手数料及び入学料の減免について（通知）

このことについて、別添写しのとおり通知しましたので、下記に従い適切な事務処理をお願いします。なお、今後の入学選抜手数料及び入学料の減免についても同様の取扱としますので御留意ください。

記

- 1 出願の受付 入試出願時には、減免願書の提出があれば収入証紙の貼付は不要とする。添付書類等に不備があったとしても入学志願書は受理することとし、不備な点については後日訂正を求めること。
- 2 減免の決定
 - (ア) 減免要件
震災により家屋等の資産（借家は対象外）が著しく損なわれた者（一部損壊の者を含む）とし、罹災証明書（写し可）の提出を必要とする。
 - (イ) 減免額
全額免除とする。（全日制課程及び定時制課程のみ）
 - (ウ) 減免者の決定
一日の受付終了後、減免申請のあった者について減免の決定を行い、当日受理した入学志願書の収入証紙はり付け欄に受付印を押印し減免決定の旨を併記するものとする。本人に対する通知は不要とする。
- 3 入学料の減免 入学料についても入学選抜手数料と同様に減免できることを、各高等学校において合格発表後責任をもって周知させること。
- 4 決定者数の報告 減免の決定をした場合は、最終の人数が確定した段階で決定者数を高等学校課へ報告すること。（任意様式）

高 第 8 4 4 号
平成13年1月12日

西部地区市町村(学校組合)教育委員会教育長 様

鳥取県教育委員会事務局高等学校課長

鳥取県西部地震被災者に対する県立高等学校の入学選抜手数料及び入学料の
減免について(通知)

このことについて、県立高等学校の授業料減免制度では高校授業料に加え、入学選抜手
数料及び入学料についても減免措置の対象としています。

については、下記に留意の上、当該制度について貴管下中学校への周知をお願いします。

記

- 1 減免の要件 震災により家屋等の資産(借家は対象外)が著しく損なわれた者(一
部損壊の者を含む)で罹災証明書を交付された者
- 2 減 免 額 全日制課程及び定時制課程に係る入学選抜手数料及び入学料の全額
- 3 減 免 手 続 (ア) 入学選抜手数料
減免願書(様式第4号)を記入の上、罹災証明書(写し可)
を添付し、入試の出願時に書類とあわせて提出すること。
この場合において入学志願書に収入証紙を貼付する必要はない。
(※罹災証明書(写し可)が添付されていなければ受理されな
いので注意すること)
(イ) 入学料
合格後、各県立高等学校において説明する。
- 4 減免の決定 減免願書及び罹災証明書(写し可)の受理をもって減免の決定とし、
本人に対しては通知しない。
- 5 問合わせ先 県教育委員会事務局高等学校課(Tel 0857-26-7698)
又は各県立高等学校